資料３－１

ごみ処理施設規模の推定

１. 次期ごみ処理施設の稼働予定（仮定）

糸魚川市清掃センターは平成 14 年 4 月から稼働を開始しています。本施設は平成 30 年度まで稼働を行う予定なので、次期ごみ処理施設の稼働開始予定は平成 31 年度からとなります。

２. 計画ごみ処理量

基本計画に基づく熱回収施設に係る計画ごみ処理量は、次のとおりとなります。

１）計画目標年次（想定）

ごみ処理施設の計画処理量は、市のごみ減量目標に基づき、減量を推進すると、今後減少傾向が続くと予測されており、施設供用開始予定年度の平成 31 年度に計画処理量が最も多くなります。そのため、施設整備規模算定の計画目標年度は、平成 31 年度と仮定します。

施設整備規模算定のための計画目標年度：平成 31 年度

２）計画収集人口

市が策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、将来の人口推移は次のように予測されています。

表１　計画収集人口（年度末人口）　（単位：人）

	H23	H24	H27	H28	H29	H30	H31
糸魚川市	48,000	47,400	45,700	45,100	44,500	43,900	43,300

３）計画ごみ処理量

基本計画に示されている計画ごみ処理量は、以下のとおりです。

表２　計画ごみ処理量　　（単位：ｔ/年）

		H23	H24	H27	H28	H29	H30	H31
燃えるごみ	家庭系	10,135	10,012	9,648	9,526	9,405	9,281	9,159
	事業系	3,294	3,335	3,434	3,461	3,485	3,509	3,531
	計	13,429	13,347	13,082	12,987	12,891	12,790	12,690
燃やせないごみ中のプラスチック類		383	380	371	368	365	361	358
合計		13,812	13,727	13,453	13,355	13,256	13,151	13,048

３．施設整備規模

１）施設規模

計画目標年次における、ごみ処理施設の処理対象ごみの種類及び量は、次のとおりです。

表３　ごみ処理施設の処理対象ごみの種類と量　（単位：t/年）

処理対象ごみの種類	処理対象ごみ量
燃えるごみ	12,690
燃やせないごみ中のプラスチック類	358
合計	13,048

施設整備規模は、「廃棄物処理施設整備国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（環廃対第031215002号　平成15年12月15日）を参考に算定しました。算定にあたって、計画目標年度（施設供用開始から7年間の間で最もごみ量の多い年）における年間処理対象ごみ量を1炉当たり稼働日数280日、故障等やむを得ない理由による休炉の影響を考慮した調整稼働率を96%としました。

施設整備規模（t/日）＝年間焼却対象ごみ量（t/年）÷280(日/年)÷0.96
＝13,048÷280÷0.96＝48.5→50(t/日)

一方、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号　平成17年5月改正）では、「大規模な地震や水害等の災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが多い。そのため、平素より廃棄物

処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却処理施設や最終処分場等を整備しておくことが重要であり、今後、このような災害時の廃棄物処理体制の整備を進めていくことが必要である。」としています。

基本計画では、災害廃棄物発生について、被害発生レベルによる災害ごみ発生量の推定方法を述べていますが、ここでは、施設規模の5%程度を発生量と想定します。

ごみ処理施設整備規模＝50ｔ/日＋50×0.05＝52.5→53ｔ/日